

第2章 93SNA 移行に伴う構造部分の変更

第1節 勘定体系

- 2.1 国連によって提示された 93SNA は、国民経済計算の体系の中枢を構成する勘定体系について、68SNA から大きな変更を施している。
- 2.2 国連の 68SNA においては、主として、産業や商品といった生産部門を主体として財貨・サービスの流れを記録する「生産勘定」、消費財の目的別分類、所得や金融などの資金のフローの制度部門別分類を記録する「消費勘定」（「消費支出勘定」及び「所得支出勘定」）及び在庫や固定資本形成などストックとのリンクをもつ「資本蓄積勘定」（「資本形成勘定」及び「資本調達勘定」）から構成されていた。我が国の 68SNA 体系においても、基本的にその分類に従い、「経済活動別」の「生産勘定」と制度部門別の「所得支出勘定」及び「資本調達勘定」からなる体系を形成していた。
- 2.3 これに対し、国連が新たに示した 93SNA は、体系を全般的に再編成するとともに、一国の包括的かつ体系的な貸借対照表を追加している。新しい制度部門別勘定は、「経常勘定」（生産、所得の分配、使用を記録）、「蓄積勘定」（資産と負債の変動、正味資産の変動（フロー）を記録）、「貸借対照表」（資産と負債及び正味資産の残高（ストック）を記録）からなる。なお、表 2 - 1 において、各勘定群の詳細を示している。
- 2.4 我が国の国民経済計算体系への導入に当たっては、これら国連が示した 93SNA の中枢に関わる制度部門別勘定体系の分類を可能な限り採用することとし、これまで国民経済計算調査会議とその下部検討部会・委員会において検討が進められた。検討の過程においては、93SNA の導入にあたり、我が国経済の実情、基礎統計のアベイラビリティ等の観点から、我が国にとって相応しいものを採用すべく、表 2 - 2 に示されているような対応を行うこととした。表 2 - 2 に示された表章に基づく具体的な統計については、平成 13 年 3 月頃に公表される「国民経済計算年報（以下、年報）」において示される。なお、「年報」の表章形式については、国連の 93SNA の勧告を導入するに当たり、基本的に従来 of 表章形式を維持することを作業方針とし、制度部門別の各勘定については、フロー編、ストック編という従来 of 年報の構成の中で、それぞれ適切な箇所に記録される。

表 2 - 1 国連の 93SNA 及び 68SNA における制度部門別勘定体系群一覧

93SNA の勘定体系		バランス項目		68SNA の勘定体系	
經常勘定	生産勘定	生産勘定		生産勘定	
	所得の分配・使用勘定	所得の第1次分配勘定	所得の発生勘定	付加価値	所得・支出勘定
			第1次所得の配分勘定	営業余剰・混合所得	
		所得の第2次分配勘定	第1次所得バランス	可処分所得	
		現物所得の再分配勘定	調整可処分所得	貯蓄	
		可処分所得の使用勘定	貯蓄	調整可処分所得の使用勘定	
調整可処分所得の使用勘定	貯蓄	貯蓄			
蓄積勘定	蓄積勘定	資本勘定	貯蓄投資差額	資本調達勘定	
		金融勘定	資金過不足	調整勘定	
		その他の資産量変動勘定	その他の資産量変動による正味資産の変動		
	再評価勘定	名目保有利得による正味資産の変動			
	再評価勘定・中立保有利得	中立保有利得による正味資産の変動			
	再評価勘定・実質保有利得	実質保有利得による正味資産の変動			
貸借対照表	貸借対照表	期首貸借対照表	正味資産	期末貸借対照表	
		貸借対照表における変動	正味資産の変動		
		期末貸借対照表	正味資産		

表 2 - 2 国連 93SNA の勘定体系群と我が国における対応

国連 93SNA における勘定体系群	我が国における対応
生産勘定	制度部門別勘定としては不採用 一国経済については経済活動国内総生産として表章
所得の発生勘定	フロー編・所得支出勘定の一部として、一国経済についてのみ採用
第1次所得の配分勘定	フロー編・所得支出勘定の一部として採用
所得の第2次分配勘定	同上
現物所得の再分配勘定	同上
可処分所得の使用勘定	同上
調整可処分所得の使用勘定	同上
資本勘定	フロー編・資本調達勘定・実物取引として採用(従来通り)
金融勘定	フロー編・資本調達勘定・金融取引として採用(従来通り)
その他の資産量変動勘定	ストック編・調整勘定の一部として採用
再評価勘定	同上
再評価勘定・中立保有利得	同上
再評価勘定・実質保有利得	同上
期首貸借対照表	ストック編・期末貸借対照表として採用
貸借対照表における変動	
期末貸借対照表	

2.5 本節では、以上の国連の勧告に基づいて作成された我が国の新しい国民経済計算体系である 93SNA について、各勘定ごとにその詳細を解説する。

所得支出勘定 Income and outlay account

2.6 所得の使用・分配に関する勘定グループについては、68SNA の「制度部門別所得支出勘定」を以下の 4 つの勘定へ分割する（図 2 - 1 参照）。

第 1 次所得の配分勘定¹ Allocation of primary income account

：各制度部門が生産過程へ参加した結果として受取る所得（雇用者報酬、混合所得、営業余剰等）と共に、財産所得の受払を記録する勘定。「第 1 次所得バランス」をバランス項目²とする。

所得の第 2 次分配勘定 Secondary distribution of income account

：第 1 次所得バランスをもとに、現物社会移転を除く経常移転の受取及び支払がどのようにその制度部門の可処分所得に変換されるかを示す勘定。この勘定に受払が記録される経常移転は、「所得、富等に課される経常税」、「社会負担及び給付（給付は、現金による社会保障給付と年金基金による社会給付から構成される）」及び「その他の経常移転」である。これら経常移転から、バランス項目として「可処分所得」が導出される。

現物所得の再分配勘定 Redistribution of income in kind account

：所得の第 2 次分配勘定のバランス項目である可処分所得をもとに、社会保障給付、その他の現物社会保障給付、個別的な非市場財・サービスの移転からなる現物社会移転の受払を記録する勘定。「調整可処分所得」をバランス項目とする。

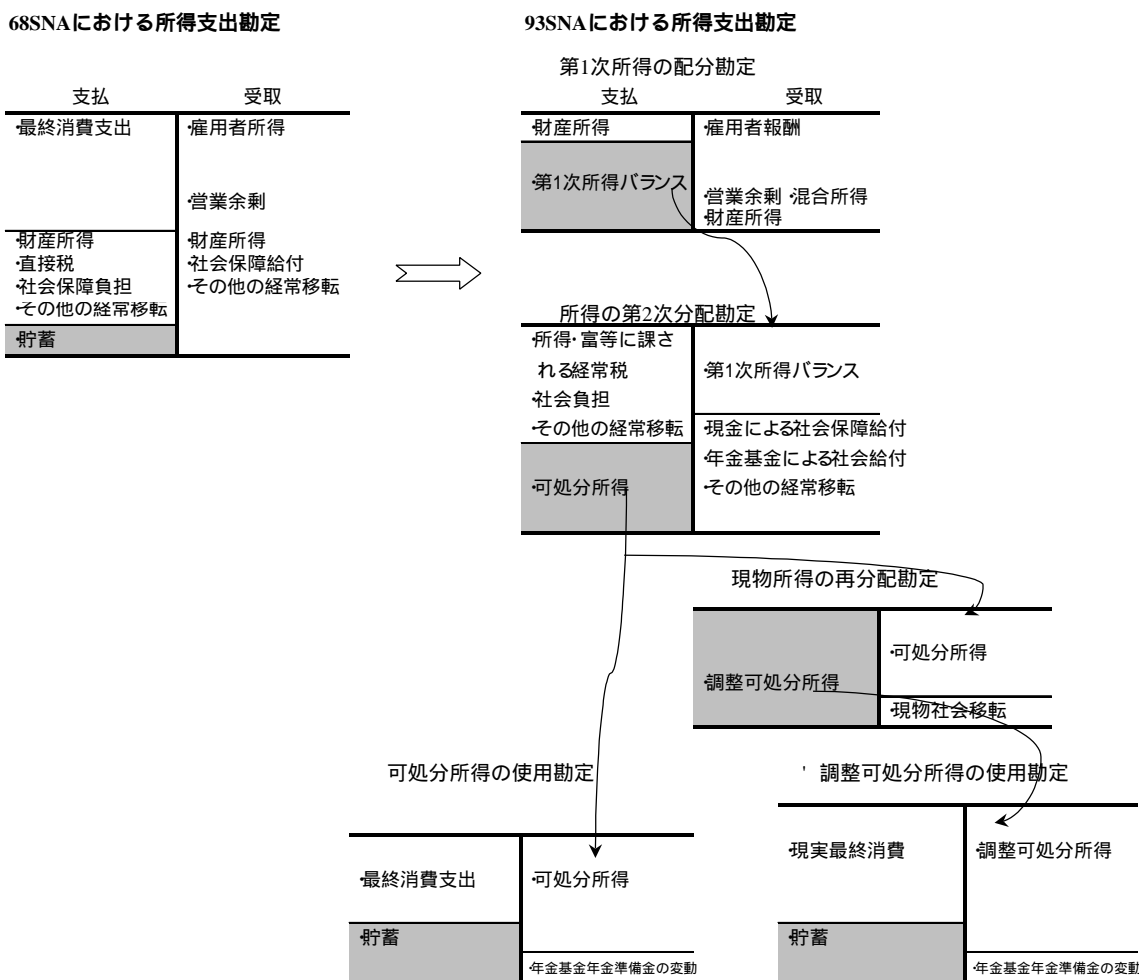
所得の使用勘定 Use of income account

：所得の第 2 次分配勘定から導き出される「可処分所得の使用勘定」と、現物所得の再分配勘定から導き出される「調整可処分所得の使用勘定」の 2 つからなる。前者は、「可処分所得」をもとに、最終消費支出、年金基金年金準備金の受払をそれぞれ記録し、貯蓄を導出する。後者は、「調整可処分所得」をもとに、現実最終消費と年金基金年金準備金の受払をそれぞれ記録し、貯蓄を記録する。

¹ なお、所得の第 1 次分配勘定 Primary distribution of income account については、表章しない。これは、制度部門毎に必要となる所得発生勘定に関する基礎統計が存在しないためである。

² バランス項目とは、勘定の両側に記録される受取と支払との相違（残差）のこと。ある勘定のバランス項目が次の勘定の第一項目として繰り越され、それによって勘定の系列を相互に接合し統一化される。

図 2 - 1 所得支出勘定の流れとバランス項目の関係(概念図)



(注1) 家計の所得支出勘定を念頭において比較を行っている。
 (注2) 網掛けはバランス項目を示す。

資本調達勘定と調整勘定 Capital finance account / Reconciliation account

2.7 国連の93SNAにおいて示されている蓄積勘定は、会計期間内に発生した資産、負債及び正味資産の価値の変動をフローとして記録するものである。この勘定は、非金融資産の取得や富の再配分を含む資本移転に結びつく取引を記録する「資本勘定 capital account」と、各金融手段についての取引を記録する「金融勘定 financial account」を第一グループとし、それ以前の勘定グループで記録する蓄積取引以外の要因による変動をカバーする「その他の資産変動勘定 other changes in volume of assets account」と「再評価勘定 revaluation account」からなる第2グループとから構成される。そのうち、我が国の93SNAにおいては、前者を「資本調達勘定」、

後者を「調整勘定」と位置付けている。

- 2.8 我が国の国民経済計算体系（93SNA）のフロー編「資本調達勘定」では、国連の93SNAの資本勘定に相当する「実物取引表」と国連の93SNAの金融勘定に相当する「金融取引表」に分けている。実物取引表については、所得支出勘定から導出される「貯蓄」をもとに、総資本形成、在庫品増加、資本移転、土地の取得を記録し、「貯蓄投資差額」をバランス項目として導出する。また金融取引表については、金融資産の取得額マイナス処分額と負債の発行額マイナス返済額を記録し、バランス項目として、資産取得額と負債額の差額としての「資金過不足」を記録する。「貯蓄投資差額」と「資金過不足」は概念的に一致するものであるが、推計アプローチがそれぞれ異なるため実際上一致しない。
- 2.9 我が国の国民経済計算体系（93SNA）のストック編「調整勘定」では、資産の実物取引あるいは金融取引以外の要因による資産の変動を記録する勘定群について、従来の表章形式を大きく改訂し、以下のとおり3つの勘定に分割している（図2-2参照）。

その他の資産量変動勘定 Other changes in volume of assets account

：資本調達勘定で記録されない資産の「量的」な変化分を記録する勘定。具体的には、金融機関による不良債権の償却、災害等による予想しえない規模の資産の損失等を記録している。なお、我が国の93SNAにおいては、「債権者による不良債権資産の抹消」についても、特に情報価値が高いということで独立して新たに表章することとなった。

再評価勘定 Revaluation account

：資産価格の変化に伴う価格の再評価分を記録する勘定。具体的には、物価変動に伴う資産価値の変化を記録している。

その他 Others

：国連の93SNA勧告にはないが、我が国の基礎統計の関係上、固定資本減耗の推計については、フロー面では企業会計をベースにした簿価ベース、ストック面では再調達価格ベースに基づいて行われることから、この「その他」勘定で、こうしたフローとストック推計における評価方法の違いによる固定資本減耗の計数の差額を記録している。また、この勘定には、社会資本の固定資本減耗における年度推計と暦年推計との推計方法の相違による差額についても記録している。

- 2.10 なお、再評価勘定については、国連の93SNAの勧告に従い、さらに以下の2つ

に分割している。再評価勘定の導入により、土地資産や株式資産といった資産項目毎のキャピタルゲイン/ロスを、物価水準の変動分を除いた形で捉えることが可能となる。

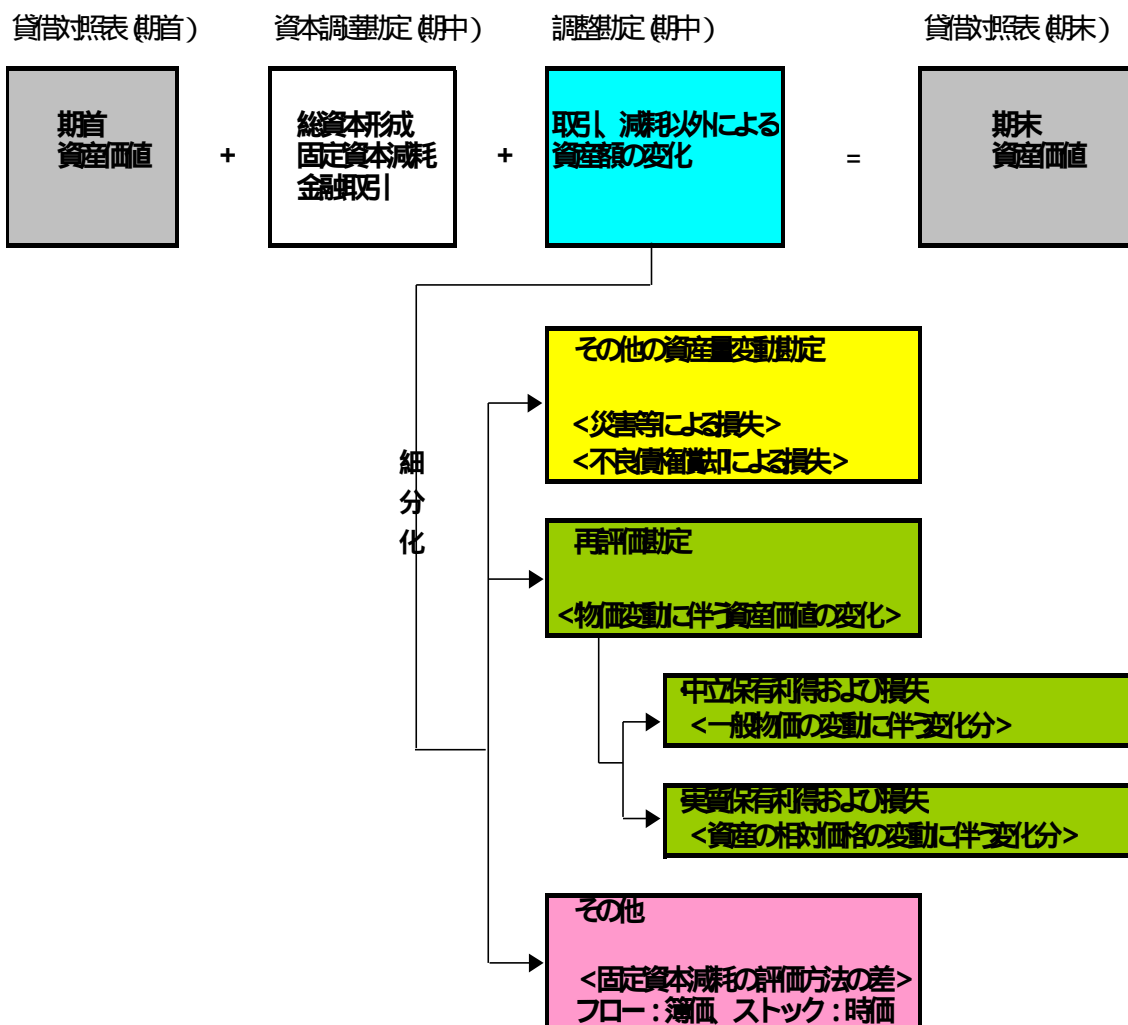
ア) 中立保有利得及び損失勘定 Neutral holding gains/losses account

: 資産価格の再評価分としての物価変動に伴う資産価値の変化のうち、一般的な物価水準の変動に伴う資産価格の変化分を記録している。

イ) 実質保有利得及び損失勘定 Real holding gains/losses account

: 資産価格の再評価としての物価変動に伴う資産価値の変化のうち、財貨・サービス一般の価格に対して相対的な当該資産の価格変化分を記録している。

図 2 - 2 調整勘定の細分化



貸借対照表 Balance sheet

- 2.11 貸借対照表とは、ある特定時点について作成された所有資産・負債の価値額と当該資産の所有者に対する金融資産・負債の価値額とを記録した表である。国連が示した 93SNA における貸借対照表は、「期首貸借対照表 opening balance sheet」、「貸借対照表における変動 changes in balance sheet account」、「期末貸借対照表 closing balance sheet」から構成されている。これに対し、我が国の 93SNA においては、「期末貸借対照表」のみ表章している。すなわち、「期首貸借対照表」については、「前年末の期末貸借対照表」によって示されることになること、また「貸借対照表における変動」については、「資本調達勘定」及び「調整勘定」によって示されることになるため、別途、新たに表章を設ける価値が乏しいと考えられたためである。

海外勘定（対外取引勘定）

Rest of the world account (External transaction account)

- 2.12 国連が提示した 93SNA においては、居住者たる各制度部門の生産、所得の発生・分配・再分配、消費及び貯蓄が記録されている。そして、関連する各勘定は、一国経済の居住者たる各制度部門間で発生する取引と海外を構成する非居住者部門との取引との両方を捉えるものとなっている。
- 2.13 従来、我が国の 68SNA 上の海外勘定は、経常取引及び資本取引の 2 部門に分けて記録されていたが、国連の 93SNA 勧告導入に伴い、我が国の 93SNA 上の海外勘定については、さらに金融取引部門を加えた 3 部門に分類して記録している。すなわち、海外の諸外国を全てまとめて一つの部門とみなし、国内と海外との財貨・サービスの輸出入、雇用者報酬、財産所得及びその他の経常移転の受払を記録する「経常取引」、経常対外収支及び資本移転の受払を記録する「資本勘定」、現金・預金、株式、金融派生商品などの対外的な金融資産の変動を記録する「金融勘定」に分けて記録している。
- 2.14 海外勘定を見る上で注意すべき点は、68SNA においては、国内の視点から見た勘定となっていたが、93SNA においては、『国際収支マニュアル第 5 版』（BPM-5）との整合性をとり、当該勘定を「海外の立場から見た」勘定へと変更していることである。従って、「国際収支及び国際投資ポジションの計上項目は、海外勘定では逆の符号で表示される」（BPM-5）ことになる。これにより、従来「国民経常余剰」として記録していた一国経済の海外との間の経常取引バランスは、「経

常対外収支「current external balance」という表章により、海外から見た一国との間の経常取引バランスとして記録されることになる。このため、我が国の『国際収支統計（BOP）』上の数字と正負の符号が入れ替わることになる。

2.15 また、国内居住者と非居住者の境界を区分する基準に関しては、国連の93SNA及び国際収支マニュアル第5版が、経済的利害の中心の概念を示している。我が国93SNAにおいては、海外勘定の主要基礎統計となっている『国際収支統計（BOP）』の基準を採用しており、その『国際収支統計』が基礎としている『外国為替及び外国貿易管理法（外為法）』の通達『外国為替管理法令の解釈及び運用について』にある居住性の判断基準に拠っている。具体的には、下記の表2-3のとおりである。

表2-3 居住性の判断基準

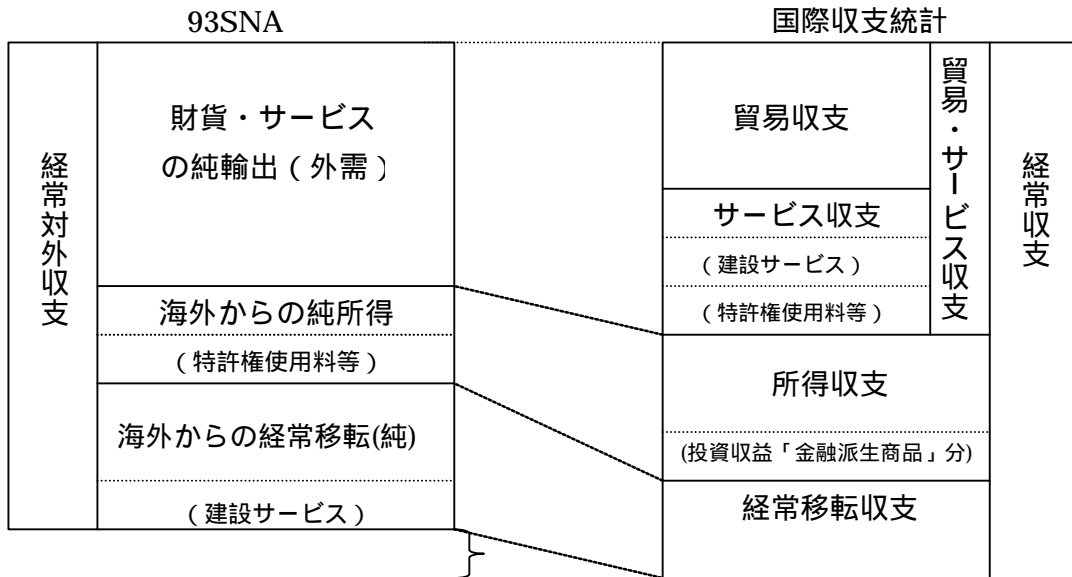
「外国為替及び外国貿易管理法（外為法）」の通達「外国為替管理法令の解釈及び運用について」に基づき作成

個人	本邦人の場合	本邦人は、原則、その住所・居所を本邦内に有する居住者として扱うが、以下の場合は非居住者として扱う。ただし、本邦の在外公館に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は居住者とする。 1) 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 2) 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 3) 上記以外に、本邦出国後外国に2年以上滞在することとなった者 4) 上記1)～3)に掲げる者で、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が6ヶ月未満の者
	外国人の場合	外国人は、原則、その住所・居所を本邦内に有しない非居住者として扱うが、以下の場合は居住者として扱う。 1) 本邦内にある事務所に勤務する者 2) 本邦に入国後6ヶ月以上経過するに至った者 ただし、外国政府又は国際機関の公務員、外交官・領事官及びこれらの随員又は使用人（外国において任命・雇用されたものに限る）については非居住者とする。
	家族の居住性	生計費が、専らその同居している居住者又は非居住者に負担されている家族は、当該居住者又は非居住者に従う。
法人等	本邦内にその主たる事務所を有するか否かにより判定されるが、法人等の支店、出張所その他の事務所についての居住性については、以下のとおり。 1) 本邦の法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所は、非居住者 2) 外国の法人等の本邦にある支店、出張所その他の事務所は、居住者 3) 本邦の在外公館は、居住者 4) 本邦にある外国政府の公館（使節団を含む。）及び本邦にある国際機関は非居住者	
駐在米軍他	1) 駐在米軍、その家族及びその関係者は、非居住者 2) 国際連合軍、その家族及びその関係者は、非居住者	

2.16 なお、国民経済計算上の海外勘定と『国際収支統計（BOP）』には、海外における建設活動の取扱い、特許権使用料及び類似の支払、投資収益の「金融派生商品」分（利子所得）の取扱いについて相違がある。『国際収支統計』での「建設」には、サービス輸出入として、本邦（外国）企業が外国（本邦）において請け負った建設・据付工事に関する費用の受取及び支払を計上している。しかし、建設工事において、1）現地事務所は非居住者扱い（相手国の居住者と見なされる）であり、建設サービスの提供は現地事務所から発注者に対してなされるため、建設サービスの提供は相手国の国内取引と見なせること、2）『国際収支統計』で「建設」に計上されるのは、非居住者である発注者から居住者である本邦企業本社へ直接建設工事代金が送金されているケースがほとんどであるという実態があること、の2点から判断し、我が国の93SNAにおいては、こうした建設サービスの送金を「財貨・サービスの輸出（輸入）」として取り扱うことはせず、「その他の経常移転」として取り扱っている。また、『国際収支統計』では、特許権使用料及び類似のサービスをサービスの輸出入として扱っているのに対し、我が国の国民経済計算体系では、産業連関表との整合性をとるため、これを財産所得として扱っている。これら2つの要因から、国際収支統計の貿易・サービス収支と国民経済計算の財貨・サービスの純輸出は、建設工事にかかる代金の送金分及び特許使用料等の受払分だけ差が生じている。一方、投資収益の「金融派生商品」分（利子所得）の取扱いについては、1993年の93SNA後、2000年の国連統計委員会の決定により大きく改訂された³ことを受け、我が国の新しい体系では、所得支出勘定から資本調達勘定のうちの金融取引に含めるため、海外からの所得には含まれていない。このため、両者の経常（対外）収支が異なってくることになる。（図2 - 3参照）

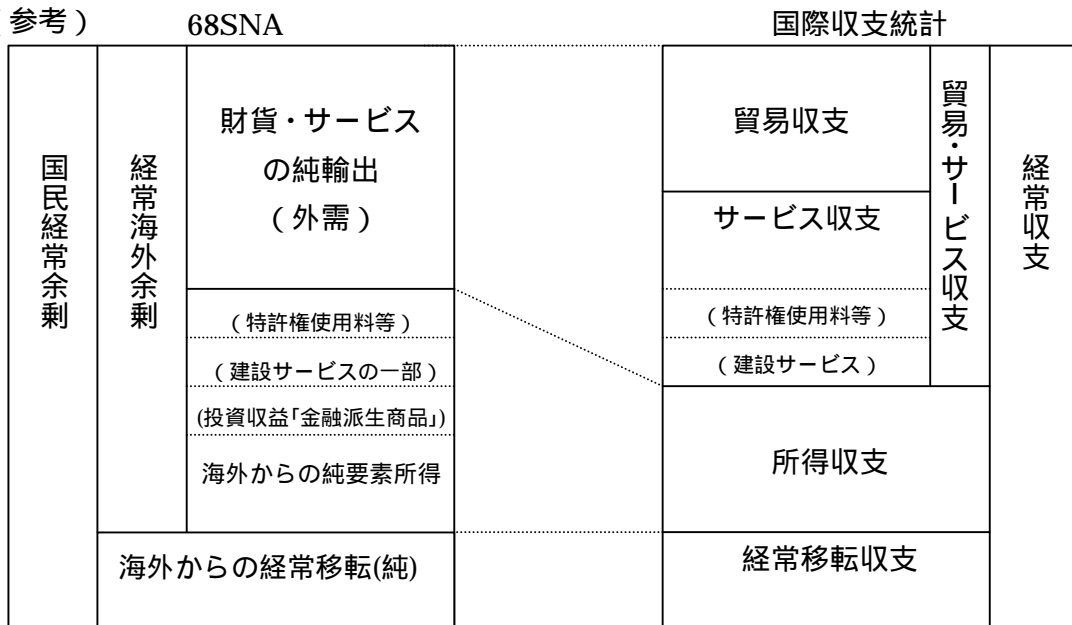
³ 「金融派生商品は、資金の提供を伴わないが、原資産や指標の価格変動からその価値が由来する。それ故に、金融派生商品に関しては、財産所得は発生しない」とされた。

図2 - 3 SNA と国際収支統計 (BOP) の関係



投資収益の「金融派生商品」分(ストック関係の勘定・金融取引表に記録)

(参考)



なお、この図における「特許権使用料等」とは、「特許権使用料及び類似の支払」を指すものとする。
各項目の幅は必ずしも実際の大きさを反映したものではない。

第 2 節 制度部門分類

制度部門の定義

2.17 国連が提示した 93SNA では、第 1 節で示したような 1 組の勘定体系群を作成することのできる経済の主要な単位としての「制度部門」を明示的に定義しており、我が国の 93SNA においても、利用可能な統計の整備状況等に応じ、以下の定義に即した勘定毎の制度部門に分類している。

制度部門は、それ自身の権利により、財貨及び資産を所有し、負債を負い、経済的な意思決定を行い、経済活動に携わることができる。

資産・負債の貸借対照表を含む完全な一組の勘定が存在するか、若しくは存在しないとしても、その作成が可能である。

2.18 国民経済計算の体系上、「制度部門」は、機能、行動、目的等を基に、それぞれ独立した単位として、68SNA 以来、93SNA でも「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府」、「家計」、「対家計民間非営利団体」の 5 つの分類が国連の勧告により示されている。こうした勧告に基づき、我が国の国民経済計算体系でも、68SNA 以来、所得支出勘定、資本調達勘定、ストック勘定ごとに上記の同様の 5 つの制度部門にそれぞれ同様な 5 つの分類を用いている。しかしながら、個々の制度部門に含まれる諸機関については、93SNA と 68SNA とでは、以下にみるように、若干の入れ替えがある点に留意する必要がある。また、複数の勘定を有する特殊法人等については、勘定毎の活動内容が大きく異なる場合を除いて、当該期間をまとめて一つの制度部門に属することとしている。

2.19 以下の表 2 - 4 は、それぞれの制度部門の属性とその制度部門に属する具体的な制度単位例を示している。

表 2 - 4 制度部門の属性

制度部門	属性	具体例
非金融法人企業	すべての居住者である非金融法人企業、準法人企業を含む。財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれる。	【民間非金融法人企業】 ・ 営利社団法人（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社） ・ 医療法人 【公的非金融法人】 ・ 公団、事業団等特殊法人の一部 ・ 中央政府の企業特別会計 ・ 地方公社、地方公営企業
金融機関	その主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務についている全ての居住者たる法人企業及び準法人企業が	【中央銀行】 ・ 日本銀行 【民間金融機関】

制度部門	属性	具体例
	含まれる。また、金融的性格をもつ市場生産（保険業務など）に従事する非営利団体も含まれる。	・国内銀行等の預金取扱機関、株式投信、ファイナンス会社等の金融仲介機関、非仲介型金融機関、生命保険会社、損害保険会社、厚生年金基金 【公的金融機関】 ・郵便貯金特別会計、政府金融機関、保険特別会計の一部
一般政府	租税収入等をもとに、中央及び地方政府と、それらによって設定、管理されている社会保障基金とから構成される。また、政府及び社会保障基金により支配、資金供給され、非市場生産に従事している非営利団体も含まれる。	【中央政府】 ・国の一般会計、特別会計の一部 ・公団・事業団等特殊法人・認可法人の一部 【地方政府】 ・地方公共団体の普通会計、事業会計 ・地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団 【社会保障基金】 ・保険特別会計の一部（公的年金、雇用保険等） ・健康保険組合等の医療保険 ・公務員共済組合
家計	同じ住居を持ち、所得や富の一部または全部をプールし、住宅や食料を中心に、共同で特定の財貨やサービス消費する人々の小集団であり、自営の個人企業も含まれる。	・家族
対家計民間非営利団体	政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供するすべての居住者である非営利団体により構成されている。	・民法上の社団法人、財団法人の一部 ・特別の法律に基づいて設立される学校法人、社会福祉法人、宗教法人

民間部門・公的部門の区分

2.20 表2 - 4にあるとおり、非金融法人企業及び金融機関は、それぞれ公的法人企業と民間法人企業に分類される。その区分の基準について、国連の93SNAは、公的法人企業を「政府によって支配されている法人企業」と定義し、具体的には、「政府は、持ち分の50%より多くを保有することによって、あるいは、たとえば政府が50%以下の持ち分しか保有していない場合でも、特別な立法や命令のような別の手段によって、法人企業を支配下に置くことができる」ものを公的法人企業とするほか、「ある企業が他の公的法人企業による支配下にある場合、その企業も、公的法人企業とみなされる」としており、政府の概念が広範になっている。

2.21 一方、我が国の93SNAでは、我が国経済の実態、従来制度との一貫性、基礎統計上の整合性等の観点から、公的と民間の区分に関し、以下の2つの基準の両方を満たしている場合にのみ公的部門に分類することとしている。

政府が所有かつ支配する（所有かつ支配の基準）。具体的には、以下の両方を満たす場合のみを公的企業とする。

- 1) 政府が出資ないし株式の過半数を保有
- 2) 政府が法人の経営方針の決定や役員の任命権を保有

政府の代行業務を行う（政府が指名する者が設立した機関、あるいは任意に設立した機関でも政府関係者が設立の発起人である機関）。

なお、公的法人企業の子会社については、国連の 93SNA では、公的法人企業として扱うこととしているが、我が国の 93SNA においては、その区分にあたっての基礎統計に制約があること、68SNA の継続性の確保すること等の理由から、公的法人企業に含めていない。

2.22 また、国連の 93SNA においては、非営利サービスに従事している機関（以下、非営利団体）のうち、政府によって支配され主に資金供給されているものについては、制度部門として、対家計民間非営利団体ではなく、一般政府に分類している。我が国の 93SNA においても、政府によって所有かつ支配され、政府の代行業務を行っていると思われる非営利団体を一般政府として位置付けることとしている⁴。

2.23 これら制度部門に関する公/民の区分基準を適用した結果、また、個々の機関等の活動内容を見直した結果、我が国においては、68SNA から 93SNA への移行に伴い、表 2 - 5 に示されている 13 機関・勘定について、公的・民間部門間の分類の変更が行われた。

表 2 - 5 公的・民間部門間で分類変更された諸機関

分類変更の内容		機関等の名称
民間 公的	対家計民間非営利団体 中央政府	北方領土問題対策協会
		公害健康被害補償予防協会
		心身障害者福祉協会
		日本学術振興会
		国際交流基金
		国民生活センター
		国立教育会館
	対家計民間非営利団体 社会保障基金	日本労働研究機構
		社会保険診療報酬支払基金
	民間法人 中央政府	日本芸術文化振興会 基金勘定
		空港周辺整備機構
	民間法人 公的法人企業(非金融)	国際観光振興会
		日本芸術文化振興会 国立劇場勘定

⁴ ただし、非営利団体のうち日本貿易振興会等のような「対企業非営利団体」に相当する機関については、政府による所有・支配があったとしても、一般政府ではなく、公的法人企業として分類している。

金融機関の内訳部門

2.24 国連の 93SNA においては、金融機関を、1) 中央銀行、2) その他の預金取扱機関(預金通貨機関等)、3) 保険会社及び年金基金を除くその他の金融仲介機関、4) 金融補助機関、5) 保険会社及び年金基金、の 5 部門に分類している。これら第一水準の内訳部門は、更に、第 2 水準の内訳部門として、1) 公的金融機関、2) 自国民間金融機関、3) 外国支配金融機関に分割されている。我が国の 93SNA においては、こうした国連 93SNA の基準に沿い金融機関を分類している。そのうち、民間金融機関については、

「預金取扱機関」

(一般の預金者から預金や預金類似商品を受け入れることを通じて金融仲介活動を行う金融機関)

「保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関」

(預金等以外の方法で資金を調達し、当資金の運用を行う機関)

「非仲介型金融機関」

(金融仲介に関連した業務を行っているが、自らは金融仲介を行わない機関)

「保険・年金基金」

(保険、私的年金の加入者から受け入れた資金を運用することを通じて金融仲介活動を行う機関)

の 4 つの内訳部門に分類している(図 2 - 5 を参照)⁵。

2.25 また、公的金融機関を「預金取扱機関」、「保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関」及び「保険・年金基金」からなる 3 つの内訳部門に分割している。

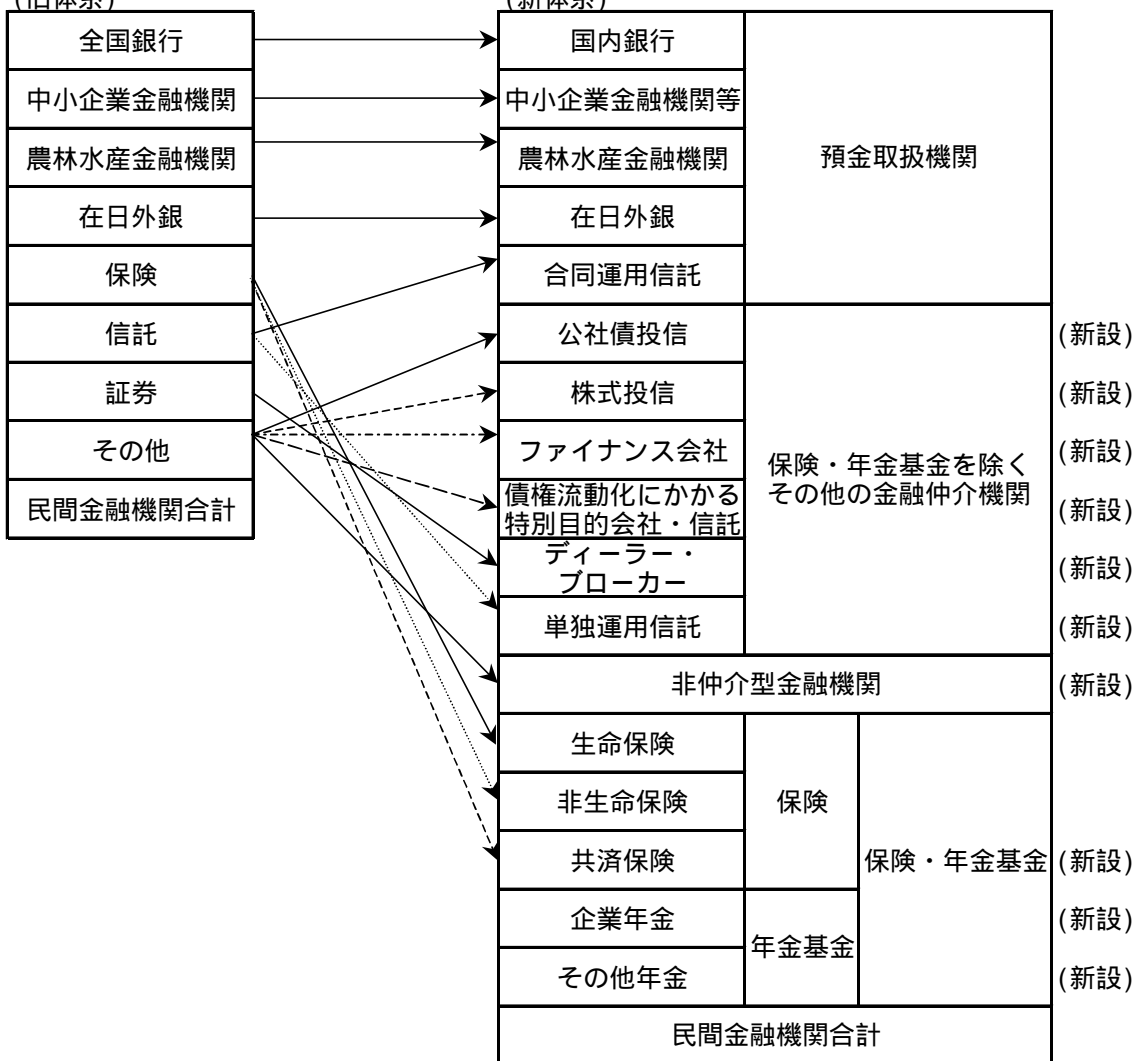
2.26 なお、我が国の 93SNA においては、「非仲介型金融機関」について、その主要業務が、自ら金融資産・負債を所有しない形で行う金融サービスの提供であることに留意し、個々の決算書に基づき、金融サービスの受取手数料を家計最終消費支出に記録している。

⁵ これらの分類は、資金循環統計と整合的である。

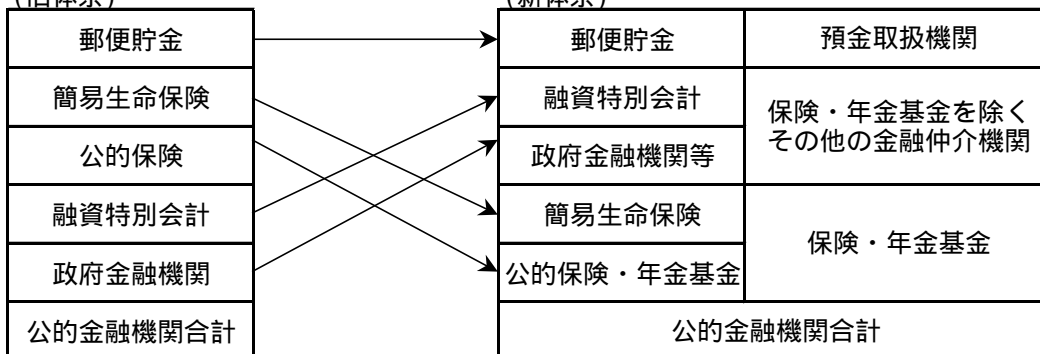
図 2 - 5 金融機関内訳分類の 68SNA と 93SNA の対応関係

1. 中央銀行 (旧体系通り)

2. 民間金融機関 (旧体系)



3. 公的金融機関 (旧体系)



〔年金基金と社会保障基金の区分〕

2.27 従来の我が国の国民経済計算の体系（68SNA）では、年金制度のうち、厚生年金基金・同連合会、農業者年金基金等を、「一般政府」の「社会保障基金」に分類するとともに、国民年金基金・同連合会、適格退職年金、非適格退職年金の推計を行っていなかった。しかしながら、我が国の93SNAへの移行に伴い、図2-5で見たように、年金基金部門を新たに表章することとし、従来までの社会保障基金への分類を見直し、年金の類型化を行っている（各年金制度の分類の詳細については表2-6参照）。

表2-6 社会保障基金と年金基金の分類

年金制度	旧体系	新体系
国民年金（基礎年金）		
厚生年金 共済組合		社会保障基金 （一般政府）
農業者年金基金 厚生年金基金・同連合会 （代行部分含む）	社会保障基金 （一般政府）	
石炭鉱業年金基金		
国民年金基金・同連合会	*	年金基金 （金融機関）
勤労者退職金共済機構	**	
中小企業事業団・小規模企業共済勘定	**	
適格退職年金	**	
非適格退職年金	**	無基金
個人年金	（家計が保有する金融商品）	

* 国民年金基金・同連合会は、旧体系の社会保障基金に概念上含まれるが、実際の推計の対象とはしていなかった。

** 68SNAにおいては、「その他の雇主負担」として雇用者所得に含めるが、負担と給付については、経常移転としては記録していない。

また、非適格退職年金は、93SNAにおいては、退職一時金とともに、雇主によって管理される「無基金制度」として扱う

2.28 現在の年金制度を社会保障基金（一般政府）と年金基金（金融機関）にどのように分類するかについて、我が国93SNAの体系上、国連の93SNAに従い、以下の3つの基準を満たすものを社会保障基金として位置づけることとしている。

社会の全体ないし大部分をカバーする

掛金の負担が強制的である

負担と給付がリンクしていない（積立方式で運営されていない）

2.29 我が国93SNAでは、社会保障基金であれば家計との取引を移転取引として記録し、年金基金であればこれを金融取引として記録するという国連の記録方式との整

合性をとるため、3つの基準のうちすべてを満たすもの、すべてを満たさないもの以外の年金制度については、基準を満たすか否かを重視して分類の整理を行った。こうした整理により、表2-5で見たように、社会保障基金には、国民年金（基礎年金）、厚生年金、共済組合、農業者年金基金が含まれ、年金基金には、厚生年金基金・同連合会、国民年金基金・同連合会、適格退職年金等が含まれることとなった。

第3節 経済活動別分類

2.30 国連の93SNAでは、第1節で見たように、従来までの68SNAには存在しなかった「制度部門別生産勘定」及び「制度部門別所得の発生勘定」⁶を新たに体系に組み入れ、従来からある「産業別生産勘定」と並存させるという扱いをとっている。これら2つの「生産勘定」は、産出の区分について、68SNAにおける「産業」及び「その他生産者」という区分から、市場産出、自己最終使用のための産出、及びその他の非市場産出、という3つのタイプに再構成している⁷。

2.31 これまで我が国では、生産に係る勘定について、産業分類である「経済活動別分類」に従って記録する一方で、所得や金融取引フローといった資金の流れに係る勘定を「制度部門」毎に「所得支出勘定」並びに「資本調達勘定」を記録するという、いわば実物と金融の「二分法」を行ってきたところであるが、今回の国連93SNAの移行にあたって、我が国の統計の実態、実物と金融の「二分法」の利用価値等の観点から検討した結果、引き続き同様の記録方式を採用することとした。

2.32 また、産出の区分について、「自己最終使用のための産出」は、データ制約上「市場産出」との区分が難しいことから、その分類は行わず、市場産出を行う「市場

⁶ 「制度部門別生産勘定」とは、制度部門別に源泉側に産出、使途側に中間消費及び付加価値を記録する勘定であり、「制度部門別所得の発生勘定」は源泉側に付加価値、使途側に付加価値の構成（雇業者報酬、営業余剰等）を記録する勘定である。

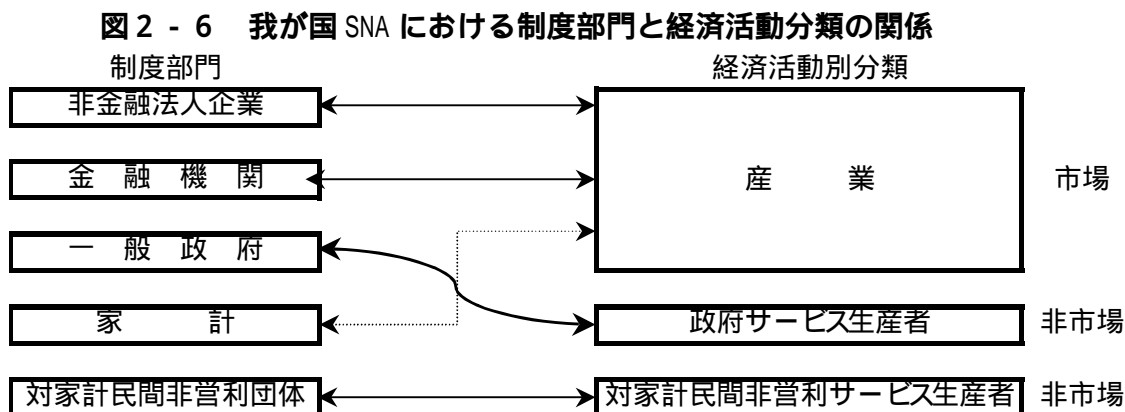
⁷ それぞれの定義は次の通り。

経済的に意味のある価格で販売するか、それ以外の方法で市場で処分する産出、あるいは市場における販売あるいは処分を意図した産出

それを生産する企業の所有者が自らの最終使用のために留保する財貨やサービスからなる非市場産出であり、非法人企業のみ該当

対家計非営利団体ないし政府が生産し、無料あるいは経済的に意味のない価格で他の制度単位あるいは社会全体に対して供給する、財貨、及び個別的あるいは集合的サービス

生産者」を経済活動別分類の「産業」とし、その他の非市場産出を行う「非市場生産者」を経済活動別分類の「政府サービス生産者」と「対家計民間非営利サービス生産者」に分類している（図2-6参照）。



〔市場生産者・非市場生産者の区分〕

2.33 我が国の体系では、93SNAの移行にあたり、「自己最終使用のための産出」の採用を見送り、それぞれ「市場産出」を行う「市場生産者」と「その他の非市場産出」を行う「非市場産出者」について、国連の93SNAに従った定義を準用する。

2.34 まず、「市場生産者」とは、「経済的に意味のある価格（生産者が供給しようとする量と購入者が買おうとする量とに意味のある影響を及ぼす価格）で生産物のほとんど、または全てを販売する生産者」（国連93SNA）とする。また、「その他の非市場生産者」とは、「無料または経済的に意味のない価格（生産者が供給しようとするようにほとんど、または全く影響を与えず、また、需要される量にもごくわずかな影響しか与えない価格）で供給される財貨及び個別的・集合的サービスを生産する対家計民間非営利団体または一般政府」（国連93SNA）とする。

2.35 国連の68SNA勧告においては、「産業」は「市場において通常生産コストをカバーできる価格で販売することを目的として、財・サービスを生産する事業所から構成される」とされ、「その他の生産者」は「政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者から構成される」とされていたが、93SNA勧告の「市場生産者」の要件である「経済的に意味のある価格」とは、68SNAでいうところの「生産コストをカバーする価格」である必要は必ずしもなく、より広範

な定義であると同時に曖昧な定義⁸となっている。そこで、実際に個々の生産者を市場生産者（産業）と非市場生産者（産業以外）にどのように区分するかが重要な問題となる。そこで、我が国の93SNAにおいては、68SNAと同様、経済活動別分類における「政府サービス生産者」と「対家計民間非営利サービス生産者」とを、それぞれ制度部門の一般政府及び対家計民間非営利団体に一致させるという扱いをとっている。例えば、個々の生産者のうち、経済活動別分類上「政府サービス生産者」（非市場生産者）と位置付けられる公的部門生産者は、そのまま制度部門分類では「一般政府」として扱われ、経済活動別分類上「産業」（「市場生産者」）と分類される公的部門生産者は、制度部門分類において「非金融法人企業」「金融機関」として扱うこととする。

〔公的部門生産者の区分〕

2.36 公的部門の生産者である政府諸機関については、我が国の93SNAは、以下のよう
な基準で、市場生産者と非市場生産者の区分を行っている。

2.37 まず金融業に従事する生産者については、ある機関の保有する金融資産がその総
資産の90%を超える場合は、逆ざや機関であっても、金融仲介活動に従事してい
るという業務内容を重視して、政府（非市場生産者）ではなく公的金融（市場生
産者＝産業）として分類する。また、非金融業に従事する政府諸機関については、
民間部門に同種の活動がある
価格・料金が供給する量・質に比例する
購入が自由意思によって行われる
という3つの基準のうち2つ以上を満たすものについては、経済的に意味のある
価格で財・サービスが供給されているものと見なし、公的非金融（市場生産者）
として分類される。以下の表2-7は、市場/非市場の区分基準により、制度部
門分類が変更された政府諸機関の一覧である。

⁸ ヨーロッパの統一基準であるESA95においては、この点をより明確にしており、主に、販売収入が生産コストの50%を上回る場合を市場産出と位置付けている。

表 2 - 7 市場（産業） / 非市場間で分類変更された諸機関

分類変更の内容		機関等の名称
一般政府 公的企業	中央政府 公的企業 (金融)	年金福祉事業団 一般事業勘定
		年金福祉事業団 資金確保事業勘定
		中小企業事業団 小規模企業共済勘定
		中小企業事業団 中小企業倒産防止共済勘定
		簡易保険福祉事業団 資金運用特別勘定
		簡易保険福祉事業団 郵便貯金運用事業特別勘定
	中央政府 公的企業 (非金融)	国立学校特別会計 医療(大学病院)
		国立病院特別会計
		労働福祉事業団
		簡易保険福祉事業団 一般勘定
		簡易保険福祉事業団 土地高度利用事業特別勘定
	地方政府 公的企業 (非金融)	地方公営事業会計 病院
		国民健康保険事業会計 直診勘定
		公立大学付属病院事業会計
	公的企業 一般政府	公的企業(非金融) 中央政府
一般政府間	中央政府 社会保障基金	年金福祉事業団 年金財源強化事業勘定
公的企業間	公的企業(非金融) 公的企業(金融)	石油公団 一般勘定
		運輸施設整備事業団 鉄道勘定

< 市場生産者としての医療機関 >

2.38 なお、医療サービス生産者については、我が国の 93SNA への移行に伴い、その位置付けが大きく変更されている。68SNA においては、医療に従事する生産者は、産業（医療法人、個人開業医等） 政府サービス生産者（国公立病院、国公立大学附属病院等） 対家計民間非営利サービス生産者（私立大学附属病院、日本赤十字社、公益法人等）に分けられ、後 2 者についてはそれぞれ「産業」ではなく「その他の生産者」として位置付けられていた。しかしながら、国連が提示した 93SNA においては、非営利サービスに従事する生産者のうち、その生産費用に基づき、しかも、十分高価でそのサービスの需要に顕著な影響を持つ料金を徴収するものを市場生産者と見なすこととされており、その例として診療所、病院等が挙げられている。このため、我が国の 93SNA においても、こうした要件を満たす医療機関を市場生産者（産業）として扱うこととしている⁹。すなわち、一般政府（国公立病院） 民間非営利団体（一部の私立病院、日赤等）及び産業にまたがる医療について、それらの 3 部門から提供される医療サービスは、それぞれ社会保険診療報酬制度により、同一のサービス・価格体系の中で産業（医療法人、

⁹ 一方、国連の 93SNA においては、学校、大学等教育機関についても、市場生産者とする分類を行っているが、我が国の場合、一般政府（国公立）及び対家計民間非営利団体（私立）が存在するのみであり、産業にこうした機関と競合できる機関は存在していないことから、医療のような設立母体の違いによる「市場における競合性」はなく、93SNA においても従来通り「産業」に分類しないこととしている。

個人開業医等)と同格であるとして競合できる存在であることから、市場生産者と同一視して扱うこととする。

経済活動別分類表

2.39 我が国の93SNAにおける生産勘定は、第1節で示したように、制度部門別には作成されず、経済活動別でのみ記録される。経済活動別の付加価値は、主要系列表3に、また経済活動別の産出、中間投入、付加価値の構成(固定資本減耗、雇用者報酬、営業余剰等)については、付表2に記録される。こうした勘定における経済活動別分類は、表2-8のとおりである。

2.40 前述の医療機関については、68SNAにおいて、「産業」のうち「公共サービス」、「政府サービス生産者」のうち「サービス業」、「対家計民間非営利サービス生産者」にそれぞれ分かれて捉えられていたが、93SNAにおいては、これらの生産者は全て「産業」のうち「公共サービス」に集約されるようになった。

2.41 その他、68SNAからの主な変更点としては、「輸入税」を「輸入品に課される税・関税」に項目名を変更したこと、従来各製造業に含まれていた自動車・機械修理を、「サービス業」のうちの「対事業所サービス」に新たに一括計上したことが挙げられる。

表 2 - 8 93SNA における経済活動別分類

区分	大分類	中分類 (付表分類)	小分類 (主要系列表3分類)	内容		
産業	農林水産業	農林水産業	農業	米麦生産業、その他の耕種農業、畜産、養蚕、獣医学、農業サービス業		
			林業	林業		
			水産業	漁業水産養殖業		
	鉱業	鉱業	鉱業	石炭、亜炭、金属鉱業、原子天然ガス、採石、砂利採掘業、その他の鉱業		
	製造業	製造業	食料品	食料品	畜産食料品、水産食料品、精穀製粉業、その他の食料品、飲料、たばこ	
			繊維	繊維	製糸業、紡績業、織物、その他の繊維製品	
			パルプ・紙	パルプ・紙	パルプ、紙、紙加工品	
			化学	化学	基礎化学製品、化学繊維、その他の化学	
			石油・石炭製品	石油・石炭製品	石油製品、石炭製品	
			窯業・土石製品	窯業・土石製品	窯業、土石製品	
			一次金属	鉄鋼	鉄鋼	製鉄、その他の鉄鋼
					非鉄金属	非鉄金属
			金属製品	金属製品	金属製品	
			一般機械	一般機械	一般機械器具	
			電気機械	電気機械	産業用電気機械器具、民生用電気機械器具、その他の電気機械器具	
			輸送用機械	輸送用機械	自動車、船舶、その他の輸送用機械	
			精密機械	精密機械	精密機械器具	
			その他の製造業	衣服・身の回り品	衣服、身の回り品	
				製材・木製品	製材、木製品	
				家具	家具	
				出版・印刷	出版、印刷	
				皮革・皮革製品	皮革、皮革製品、毛皮	
				ゴム製品	ゴム製品	
				その他の製造業	その他の製造業	
	建設業	建設業		建設業	建築、土木	
	電気・ガス・水道業	電気・ガス・水道業	電気業	電気		
			ガス・水道・熱供給業	ガス熱供給、上水道、工業用水道、廃棄物処理		
	卸売・小売業	卸売・小売業	卸売業	卸売		
			小売業	小売		
	金融・保険業	金融・保険業	金融・保険業	金融、保険		
	不動産業	不動産業	住宅賃貸業	住宅賃貸		
			その他の不動産業	不動産仲介、不動産賃貸		
	運輸・通信業	運輸・通信業	運輸業	鉄道、道路運送、水運、航空運輸、その他の運輸		
			通信業	電信、電話、郵便		
	サービス業	サービス業	公共サービス	教育、研究、医療、保健衛生、その他の公共サービス		
			対事業所サービス	広告、業務用物品賃貸、自動車機械修理、その他の対事業所サービス		
			対個人サービス	娯楽、放送、飲食店、旅館、洗濯、理容、浴場、その他の対個人サービス		
	政府サービス生産者	電気・ガス・水道業	電気・ガス・水道業	電気・ガス・水道業	下水道、廃棄物	
		サービス業	サービス業	サービス業	教育、保健衛生、学術研究	
		公務	公務	公務	公務	
	対家庭・民間非営利サービス生産者	サービス業	教育	教育		
			その他	その他のサービス		